

部活動改革の（国の示す「改革推進期間（R5～R7）」における）本市の取組と課題

1 米子市版部活動の在り方協議会（R4～）

- ・地域、保護者、学校の代表者と本市の方向性について意見交換を行う。
- ☆立場の異なる方の意見を参考に、多面的・多角的な視点で議論。

2 部活動指導員の増員（R5～）

- ・「部活動指導員人材バンク」の立ち上げ。（令和6年2月）

☆部活動指導員配置数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配置数（人）	6	7	8	17	26	28

（配置種目：11種目）

- ・バレーボール ・卓球 ・軟式野球 ・バドミントン ・陸上競技
- ・ソフトテニス ・バスケットボール ・サッカー ・柔道 ・剣道 ・吹奏楽

☆チラシの作成・配布

- ・学校、公民館、公共体育館、公共機関、商業施設等、計85カ所へ配布。

3 モデル事業の実施（R5～）

- ・軟式野球、ソフトボール、ソフトテニスにおいて、地元競技団体の協力を得ながら実施。

☆子どもの活動機会の確保や外部人材の拡大。

☆クラブ運営のノウハウ構築。

4 米子市版合同部活動型部活動の実施（R6～）

- ・合同部活動を実施するいずれか、またはお互いの学校の顧問、部活動指導員、外部指導者が指導にあたり、合同練習等といった活動を共にするもの。※生徒、保護者に趣旨を理解してもらった上で活動。
- ・実施種目：ソフトボール、サッカー、野球、水泳 ※今後、実施部活動拡大予定。
- ☆多くの仲間と互いに切磋琢磨したり、練習のバリエーションが増えたりして、活動の質が向上。
- ☆いずれかの学校顧問による指導が可能となり、休日に交代で指導にあたることで、休日部活動の負担が軽減。

5 種目別検討会の実施（R7～）

- ・令和7年度は、6種目で実施。（軟式野球、ソフトボール、サッカー、水泳、柔道、陸上）
- ・協議内容
 - ◆該当種目における現状把握。
 - ◆学校部活動における休日の地域展開に向けた協議。
 - ・方向性について ・具体的な取組について ・実施に向けた課題について

6 中学校部活動環境整備事業（R7補正）

- ☆安全かつ質の高い部活動環境を整え、現状の部活動の充実をめざすとともに、学校備品等の整備を計画的に行う。

7 本市主催の指導者研修会の開催（R7～）

- ☆学校や指導者のニーズに応える内容とし、指導力向上に資する研修とする。

課題

- ・米子市の取組から
- ・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ から
- ・学校、部活動指導員への部活動改革コーディネーターによる聞き取りから

ア 指導者等の質の保障・量の確保 ・多様な人材の発掘・マッチング・適切な配置。 ・適切な資質能力の保障、人材育成。 ・研修会、研修内容の充実。	イ 活動場所の確保と整理 ・学校施設等（体育館、武道館、グラウンド等）の有効活用。 ・学校備品の計画的整備。
ウ 公認クラブ制度の確立と運用 ・運営に関するサポート体制の整備。 ・運営を担う人材の確保。 ・組織体制、財政基盤の整備。	エ 生徒の移動と保護者（受益者）負担 ・活動場所への移動に係る負担増。 ・指導者謝金を含む、地域クラブへの月謝等の負担増。

米子市における部活動改革についての方針(案)

令和7年8月25日（月）
総合教育会議 資料 学校教育課

A 米子市におけるこれまでの取組

- 1 米子市版部活動の在り方協議会の開催（計9回）
- 2 人材バンクの立ち上げによる部活動指導員の増員
- 3 モデル事業の実施によるクラブ運営ノウハウの構築
- 4 米子市版合同部活動型部活動の実施
- 5 種目別検討会の実施
- 6 中学校部活動環境整備事業
- 7 本市主催の指導者研修会の開催

B 【国の方針】「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（R7.5）

- 1 「改革実行期間」(前期:令和8～10年度、後期:令和11～13年度)
- 2 地域クラブの在り方をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更する。
- 3 休日については、次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開の実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられる。

C 部活動改革の背景

- 1 **少子化の影響**から現在の学校部活動の在り方を存続することが難しい状況にある。（少子化）
- 2 **子どものニーズが多様化**しており、それに合った受け皿をつくる必要がある。（多様化）
- 3 教職員の在校等時間の削減と休日を活用した心身をリフレッシュする時間を確保する必要がある。（多忙化）

D 部活動改革の目的

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、**生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。**

本市としては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させながら、**子どものスポーツ・文化芸術活動の機会の確保とその充実を図ることを目的とする。**

E 本市の方針

- 1 令和7年度以降も、引き続き、学校部活動の地域連携（部活動指導員の増員、合同部活動の実施 等）を推進しながら、**休日の部活動の段階的な地域展開**を行う。
- 2 国が示す方針を参考とし、令和8年度からの次期改革期間において、できる種目・分野から休日の地域展開を実施し、**速くとも次期改革期間最終年度の令和13年度夏に休日の部活動の地域展開完全実施することを想定し、制度設計を行う。**
- 3 平日の学校部活動については、子どもの活動機会の確保の観点から、令和13年度夏以降も実施する可能性はある。

F 具体的な計画案『米子市地域クラブ活動(名称未定)の立ち上げ』

【米子市地域クラブ活動(公認地域クラブ)とは？】

- ☆**米子市(米子市教育委員会)が公認するクラブ**をさす
- ☆米子市地域クラブ活動の**運営主体(事務局)**は、**米子市(米子市教育委員会)が行う**
- ☆米子市地域クラブ活動としての活動は、当面の間、**休日のみを想定**する
- ☆平日・休日を含めた**活動ガイドラインを遵守**することを求める
- ☆休日の**指導者報酬は米子市地域クラブ活動事務局が支払う**(平日は各団体・クラブで決める)
- ☆参加生徒は、中体連大会に参加する米子市地域クラブ活動については、**1つしか加入できない**こととする
- ☆米子市地域クラブ活動への支援は、「**クラブ運営支援**」「**広報支援**」「**研修支援**」とする

これまで

合同部活動型
部活動地域団体
民間クラブ新たなクラブの
立ち上げ
(モデル事業等)

本市の示す認定基準を満たす

これから

米子市地域クラブ活動として認定

本市による公認を希望し、認定基準を満たすクラブ等を、米子市地域クラブ活動として認定していき、休日における、学校部活動の地域展開を進める。

■今後のスケジュール

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
米子市地域クラブ活動 ガイドライン完成	米子市地域クラブ活動 募集開始	ガイドライン等は必要に応じて見直しを行う				
	R9中学入学生に対し て概要説明	R10中学入学生に対 して概要説明	R11中学入学生に対 して概要説明	R12中学入学生に対 して概要説明	R13中学入学生に対 して概要説明	夏 休日の部活動終了
部活動「種目別検討会」の実施			夏～ 学校部活動の休日地域クラブ活動化の実施			
部活動指導員の増員、平日・休日の合同部活動型部活動の実施						
部活動指導員並びにクラブ指導員を対象とした研修会、クラブ運営支援の実施(内容は必要に応じて見直し)						
モデル事業の実施						
施設利用・補助金制度の検討 ※関係各課と連携				※平日の部活動は、R13年度以降も引き続き実施する可能性はある。 ※本スケジュールは、定期的に取組を検証しながら、必要に応じて見直す。		